

兵庫縣危機管理基本指針

令和8年4月

兵庫縣危機管理部災害対策課

第1章 総則

1 趣旨	1
2 想定される危機の種類（主なもの）	3

第2章 予防対策

1 危機の事前防止	8
2 危機管理意識の向上	8
3 危機管理体制の整備	8
4 危機管理マニュアルの作成	9
5 関係機関等との連携	9
6 広域応援体制の確立	9
7 対策拠点の施設・設備の充実	9
8 資機材等の整備	10
9 訓練の実施	10

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達	11
2 応急活動体制の確立	11
3 応急対策の実施	25
4 広報・相談の実施	26
5 県地域防災計画の準用	27

第4章 復旧・復興対策

1 復旧・復興の推進	28
------------	----

第5章 再発防止

1 再発防止策の検討・実施	29
2 対応の評価とマニュアルの見直し等	29

1 趣旨

(1) 目的

この指針は、兵庫県域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県としての危機管理の基本的枠組みを定め、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(2) 定義

危機とは、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

危機管理とは、これら緊急の事態への対処をいう。

(3) 性格と役割

この指針は、県としての危機管理の基本的な枠組みを定めるものであり、これを踏まえ、各部局は想定される危機ごとの具体的な対策計画、マニュアル等（以下「マニュアル等」という。）を作成する。

マニュアル等が未作成の事案、想定にない事案が発生した場合には、必要に応じ、本指針の規定を根拠として対処する。

ただし、次に掲げる事案については、法定計画及び本指針によるものとし、⑤については適用を除外する。

① 県地域防災計画に定める災害

- ・ 風水害等対策計画：風水害、雪害、大規模火災、危険物等の事故
- ・ 地震災害対策計画：地震災害、津波災害
- ・ 海上災害対策計画：海難による人身事故、重油等流出事故
- ・ 原子力等防災計画：事業所外運搬災害、放射性同位元素取扱事業所災害、不法廃棄等事案、県外原子力災害等事案
- ・ 大規模事故災害対策計画：航空災害、鉄道災害、道路災害、雑踏事故

② 県石油コンビナート等防災計画に定める災害

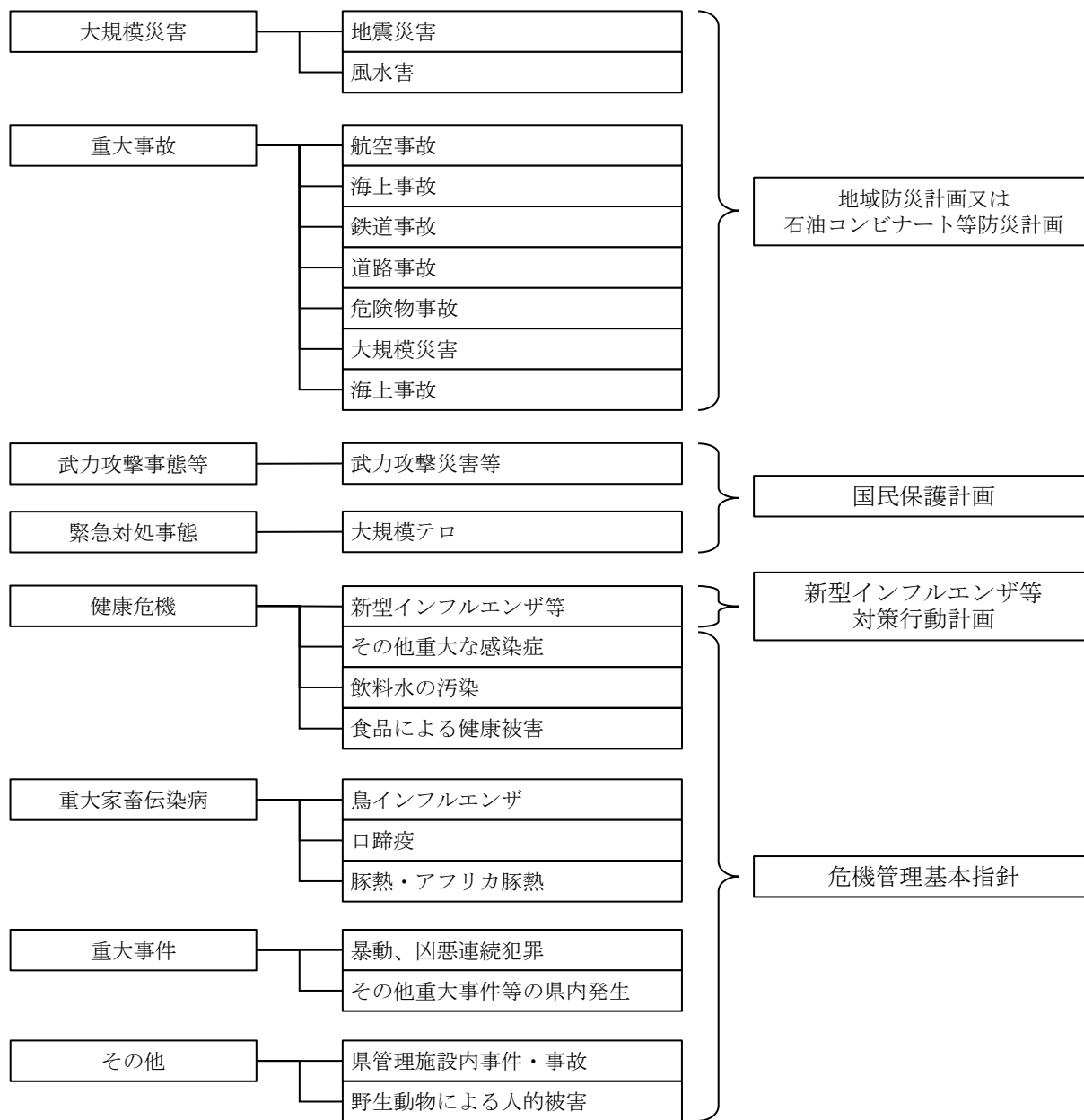
石油コンビナート等特別防災区域に係る火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害

③ 県国民保護計画に定める武力攻撃災害等

- ・ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- ・ 緊急処理事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）における攻撃による災害

- ④ 県新型インフルエンザ等対策行動計画に定める感染症
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症
 - ・ 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ・ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ⑤ 事象の性格等から、本指針の適用がなじまないと考えられるもの
概ね次のようなケースが考えられるが、指針適用の可否については、防災監が判断する。
 - 県民等への被害が直接的でない事象
 - ・ 財政危機、経済危機（企業倒産、大量失業） 等
 - 既に発生した事態への事後対策が中心となる事象
 - ・ アスベスト問題、建築物耐震偽装問題 等

2 想定される危機の種類（主なもの）



※家畜伝染予防法の改正に伴い、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザと呼称することになったが、本指針においては、鳥インフルエンザと表記することとする。

区 分	事 象 例	マニュアル等	担当課	
全 般	・危機に関する風評等	・危機管理広報マニュアル	広報広聴課	
重大事件等	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ（緊急処理事態を除く） ・騒乱、暴動、パニック等 ・ハイジャック、シージャック ・不審船の領海侵犯等 ・大量難民等の流入 ・県内観光施設等における大規模事件 ・不特定多数の県民に被害が及ぶおそれのある事件、事故（凶悪連続犯罪、公園遊具事故等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テロ対策連絡会議設置要綱 ・生物化学テロ等による事件発生を想定した水道に関する危機管理マニュアル 	災害対策課 企業庁水道課	
健康危機	全 般	・健康危機管理基本指針	保健医療部総務課	
	重大な感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・SARS、O157、新型インフルエンザ、西ナイル熱、大規模な食中毒等 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県感染症患者等対応マニュアル ・兵庫県腸管出血性大腸菌O157等対策要領 ・SARS対応マニュアル ・腸管出血性大腸菌感染症予防対策連絡会議設置要綱 ・新型インフルエンザ等対策本部・警戒本部・連絡会議設置要綱 ・食中毒処理要領 ・食中毒処理マニュアル ・鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）対策実施上の留意点 ・新型インフルエンザ等感染症対策行動計画 	疾病対策課 疾病対策課 疾病対策課 災害対策課 災害対策課 生活衛生課 生活衛生課 疾病対策課 企業庁水道課
	飲料水の汚染		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水健康危機管理実施要領 ・飲料水危機管理対策マニュアル ・クリプトスポリジウム等対策マニュアル ・クリプトスポリジウム等対策実施要領 	上下水道課 生活衛生課 上下水道課 生活衛生課 企業庁水道課 企業庁水道課
	・水質汚濁等	・水質事故時等における対応マニュアル	水大気課	

区 分		事 象 例	マニュアル等	担当課
健康危機	食品による健康被害	・食品への有害物質混入	・食品衛生監視指導計画 ・食品の毒劇物混入疑いにおける初期対応マニュアル	生活衛生課
		・無登録農薬の販売・使用等	・農薬問題対応マニュアル	農業改良課
		・貝毒	・貝毒対策事務取扱要領	水産漁港課
		・重大な食品表示偽装事件	・食品表示法（品質事項）緊急対応マニュアル	流通戦略課
	健康食品等による健康被害		・いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領	生活衛生課 薬務課
	その他	・大気汚染による健康被害	(健康被害は市町対応) ・広域大気汚染緊急時対策実施要綱 ・光化学スモッグ緊急時対策実施要領	水大気課 (予防対策のみ)
		・農林水産関係公害	・農林畜水産業関係公害対策事務処理要領	農業改良課
		・漁業公害（流出油事故、魚の大量へい死、赤潮等）	・漁場環境調査指導事業実施要領 ・赤潮被害防止対策事務取扱要領	水産漁港課
		・熱中症特別警戒情報発表	・兵庫県における熱中症特別警戒情報発表時対策実施要領	環境政策課
	重大家畜伝染病	・BSE（牛海綿状脳症）、鳥インフルエンザ、炭そ、狂犬病、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱等	・BSE対策連絡会議設置要綱 ・BSE危機管理マニュアル ・BSE防疫対策マニュアル ・重大家畜伝染病対策本部・警戒本部・対策連絡会議設置要綱 ・鳥インフルエンザ防疫マニュアル ・食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル ・炭そ処理要領 ・狂犬病発生時対応マニュアル ・口蹄疫防疫対策マニュアル ・コイヘルペスウイルス病（KHV）発生対処マニュアル ・豚熱及びアフリカ豚熱防疫対策マニュアル	災害対策課 生活衛生課 畜産課 災害対策課 畜産課 生活衛生課 生活衛生課 畜産課 水産漁港課 畜産課

区 分		事 象 例	マニュアル等	担当課
県関係事 件・事故	県管理施 設におけ る事件・ 事故			施設所管課室
		・庁舎内事件・事故	・本庁舎における管財課職員 の緊急・異常時の行動マニ ュアル ・不審郵便物の対応について	管財課 法務文書課
		・施設内事件・事故	・上・工水道施設等事故対策 処理要領	企業庁水道課
		・院内感染等	・院内感染防止標準マニ ュアル（県立病院） ・健康福祉事務所での針刺し 等の事故による感染防止マ ニュアル ・ケースワーク活動における 感染症対応指針	病院局企画課 疾病対策課 地域福祉課
		・医療事故	・医療安全管理標準マニュアル	病院局企画課
		・教育委員会所管学校内 事件・事故	・各学校における学校危機管 理マニュアル	教育委員会事務局 体育保健課
		・情報セキュリティ ・個人情報の流出	・情報セキュリティ対策指針 ・兵庫県CSIRT設置要綱 ・個人情報漏えい事案への対 応について	デジタル改革課 デジタル改革課 デジタル改革課 法務文書課
	コンピ ュータシ ステムにお ける情報 流出、機 能障害等 の不正行 為	・住民基本台帳ネットワ ークシステム	・緊急時対応計画書	市町振興課
		・統計情報システム	・兵庫県における毎月勤労統 計調査オンラインシステム 運用管理規定	統計課
		・県庁WAN (行政情報ネットワーク)	・緊急時対応計画 ・運用管理要綱 ・運用管理細則	デジタル改革課
		・財務会計システム	・運用管理規程	出納局会計課
		・給与オンラインシステム	・事務処理要領	出納局物品管 理課
		・総務事務システム	・運用管理要綱	デジタル改革 課

区 分	事 象 例	マニュアル等	担当課
その他県民の安全・ 安心に係る事案	<ul style="list-style-type: none"> ・山の遭難 	<ul style="list-style-type: none"> ・山の遭難対策協議会会則 	スポーツ振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による被害 ・野生動物による人的被害等（クマ、サメ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県アライグマ防除指針 ・兵庫県クビアカツヤカミキリ防除対策指針 ・鳥獣保護事業計画 ・ツキノワグマ管理計画 ・サメ情報連絡票 	<ul style="list-style-type: none"> 自然鳥獣共生課 自然鳥獣共生課 自然鳥獣共生課 自然鳥獣共生課 水産漁港課

第2章 予防対策

1 危機の事前防止

各部局は、他府県、民間企業等で発生した危機事例についての情報を収集し、その原因、県内での発生可能性、対応策等を分析する。

また、資料提供等により危機管理部及び部局間で情報を共有し、当該危機事例の発生に備える。

2 危機管理意識の向上

(1) 職員の心構え

職員は、常に最悪の事態を想定し、最善を尽くすよう心がけるなど、平時から危機管理意識の向上に努める。

(2) 職員研修の実施

危機管理部は、自治研修所とも連携を図りながら、職員の危機管理意識の向上を図るための研修を実施する。

各部局及び県民局・県民センターは、危機管理に関するマニュアル等を習熟させるため、危機管理員のもと、研修等の実施に努める。

(3) 県民に対する啓発

各部局は、所管する危機の発生防止、被害軽減、風評被害の防止等を図るため、関係部局・関係機関と連携し、県民に対して、具体的な事案発生を想定した場合の対応について普及・啓発を行う。

3 危機管理体制の整備

(1) 県の危機管理体制

① 防災監は、危機管理に関する事務を統理し、これらの事務を処理する職員を指揮監督する。

② 各部長は、所管部局における危機管理に関する事務を統括し、これらの事務を処理する職員を指揮監督する。

危機管理員は、部局長を補佐し、訓練等を通じて部局の職員の危機管理意識の向上を図る。

③ 危機管理部は、各部局が実施する初動対応、応急対策等の総合調整を行うとともに、所管部局が不明確な危機や、複数部局の所管にまたがる危機のうち、全庁的な対応が必要な危機について、関係部局と連携して必要な対策を実施する。

④ 危機管理員連絡調整会議の開催

危機の発生に備え、平常時から情報等を共有するとともに、危機事案発生時において、全庁的な連携を図るため、危機管理員連絡調整会議を開催する。

ア 危機管理員連絡調整会議は、防災監の指示により招集する。

イ 事務局は、危機管理部災害対策課に置く。

ウ その他、危機管理員連絡調整会議の運営については、別途定める。

(2) 緊急連絡体制の整備

各部局は、迅速な初動対応を行うため、夜間・休日も含めた緊急連絡名簿を整備し、第一報の伝達、職員の非常参集等に備える。

また、緊急連絡名簿は、人事異動等を踏まえ、適宜時点修正を行う。

(3) 外部専門人材の活用

各部局は、危機の発生に備え、平時から事案ごとに有識者をリストアップし、危機発生時に、必要に応じてアドバイスを得るための体制を整備する。

4 危機管理マニュアルの作成

各部局は、所管する危機に関する予防対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本基本指針に基づき、事案ごとに対応対策、情報の収集・伝達、応急対策の手順等を記載した対応マニュアル等を作成する。

また、実際の事案対応や訓練の実施結果等を検証し、適宜マニュアル等の見直しを図る。

5 関係機関等との連携

各部局は、危機管理に係る関係部局及び関係機関（国、他府県、市町、警察、消防機関、医療機関、検査機関、関係団体等）の連絡窓口（担当者氏名、電話・FAX番号等）を事前に確認するとともに、平素から情報交換等円滑な関係の構築に努める。

6 広域応援体制の確立

各部局は、府県間の相互応援の枠組みを定めた協定の締結等、広域応援体制の確立に努める。

7 対策拠点の施設・設備の充実

部局は、効率的に対策を実施するため、十分な執務スペースと情報通信設備の確保に努める。

8 資機材等の整備

各部局は、所管する危機の対応に必要な資機材、医薬品等を整備することとする。備蓄に適さない資機材等については、事前に関係事業者等と協定を締結しておくなど、危機が発生した場合に円滑に調達できる体制の構築に努める。

9 訓練の実施

各部局は、危機管理マニュアル等に即した行動がとれるよう関係部局及び関係機関と協力し、危機に係る訓練（情報伝達訓練、図上訓練、実地訓練等）を実施する。

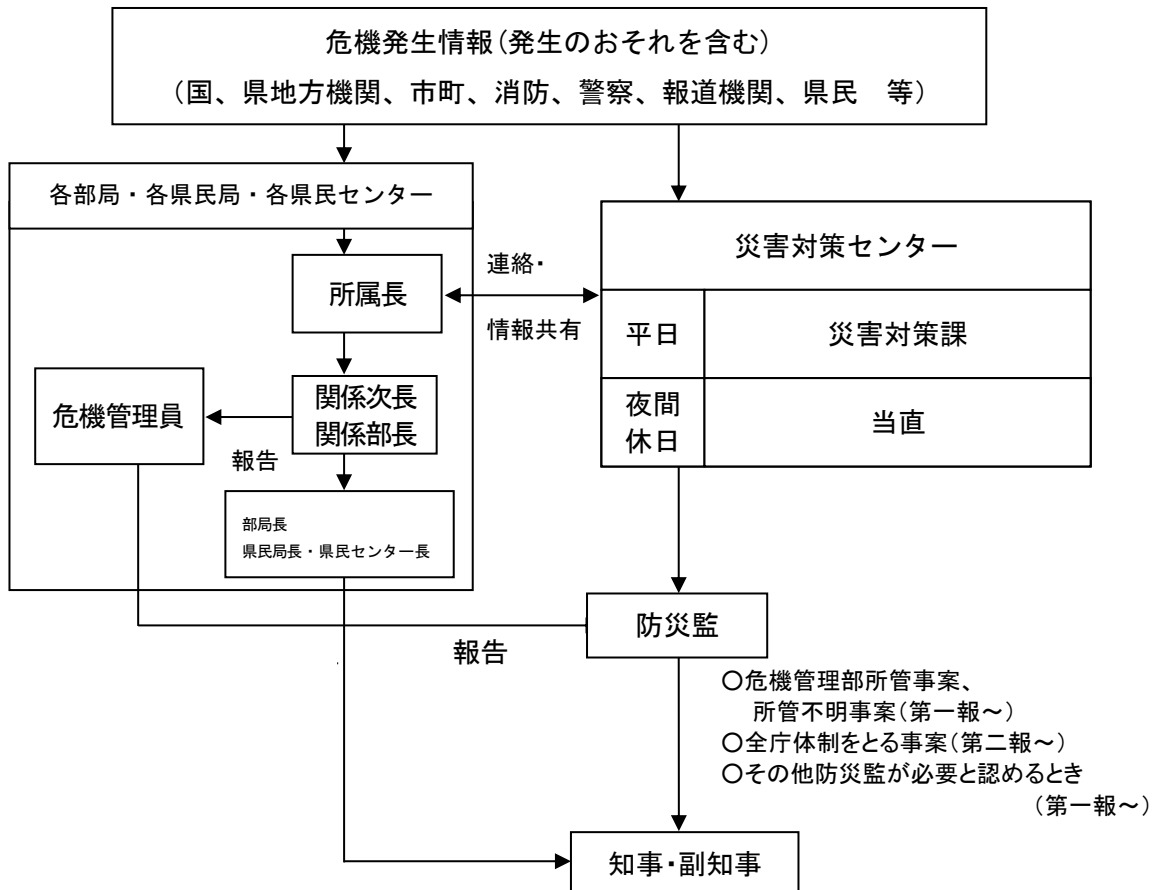
なお、訓練終了後は、評価を行い、必要に応じてマニュアル等の充実に努める。

1 情報の収集・伝達

(1) 迅速な情報収集・伝達

- ① 危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、その情報を入手した所属長は、危機管理員及び部局長に報告するとともに、災害対策センターに連絡する。
- ② 所管業務に係る危機発生に関する情報を入手した危機管理員は防災監に報告を行い、部局長又は防災監は直ちに知事、副知事に報告する。
- ③ 危機管理部が危機に関する情報を入手した場合は、直ちに防災監に報告するとともに、関係所属長に連絡する。
- ④ 危機管理部が所管する事案や所管不明の事案については、防災監から知事、副知事に報告する。
- ⑤ 全庁的に対応する必要がある事案については、原則として防災監が対策方針について知事、副知事に協議・報告する。
- ⑥ 関係部局は、情報収集・伝達を速やかに行い、被害状況の早期把握、原因解明に努めるとともに、状況に応じ、市町、警察、消防機関、医療機関等とも密接に連携し、情報収集を行う。

<情報伝達ルート>



<危機管理部への連絡先>

○勤務時間内

危機管理部災害対策課災害対策班 内線 79639 直通 362-9306

○夜間・休日

災害対策センター（当直対応） 内線 5361 直通 362-9900

<主な県民からの通報窓口等>

○災害対策センター当直

設置場所：災害対策センター

受付時間：24 時間対応

（夜間・休日は、本庁代表電話の自動メッセージにより番号紹介）

○健康危機管理ホットライン（医務課）

設置場所：各健康福祉事務所

受付時間：24 時間対応

(2) 収集する主な情報

各部局は、危機発生直後においては、危機の具体的状況とともに、被害規模を推定するための概括的情報を迅速に収集・伝達するよう努める。

<収集する主な情報>

- ① 危機の発生状況（危機の具体的内容、発生日時、場所、通報者）
- ② 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ③ 県及び関係機関の応急措置の状況
- ④ 地域住民の状況（混乱の有無、避難状況等）

(3) 情報の集約・分析・共有

各部局は、地理情報システムや地図等を有効に活用しながら、情報を集約・分析し、応急対策を立案する。

原因不明の危機に際しては、専門家や専門機関の支援を得るとともに、早急に原因を特定し、対処方法を究明する。

収集した情報は、フェニックス防災システムなどにより、対策に従事する職員や関係機関との共有を図る。

2 応急活動体制の確立

危機が発生若しくは発生するおそれがある場合、又は危機の発生につながるおそれのある事象が生じた場合、状況に応じて概ね以下の組織を設置して対処する。

(1) 初動・対応チームの編成

所管の不明確な危機や発生原因・内容が十分把握できない危機が発生した場合の

初動対応を迅速に行うため、防災監は必要に応じ、関係課室長等による初動・対応チームの編成を指示する。

① 設置者

防災監

② 構成員

防災監、危機管理部長、危機管理部次長（2名）、危機管理部総務課長、広域防災官、災害対策課長、訓練調整官、消防保安課長、医務課長、疾病対策課長、生活衛生課長、食品安全官、家畜安全官、広報広聴課長など、事案に応じて防災監が指名する者

③ 事務局

災害対策課が担当し、関係課が補佐する。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

- ・ 発生原因や内容が十分把握できないとき。
- ・ 所管が不明確なとき。
- ・ その他防災監が必要と認めるとき。

⑥ 業 務

- ・ 初動時における情報収集
- ・ 当面の応急措置の決定、指示
- ・ 対応方針の検討
- ・ 対策本部等、今後の組織体制の検討 等

⑦ 参集方法

- ・ 防災監の指示を受け、災害対策課から構成員に連絡する。
- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センターとする。

(2) 県連絡会議の設置

被害の発生や事案の拡大に備えた全庁的な情報収集や共有を行い、警戒体制をとる必要がある場合や全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等に、防災監の指示により、連絡会議を設置する。

① 名 称

兵庫県〇〇〇〇（事案の名称）連絡会議

② 設置者

防災監

③ 組 織

会 長：防災監

副会長：危機管理部長、主管部長、危機管理部次長（2名）

構成員：災害対策課長、関係課長等

事務局：災害対策課が担当し、主管課が補佐する。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

ア 被害の発生や事案の拡大に備えて全庁的に情報収集や共有を行い、警戒体制をとる必要があるとき。

イ 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ その他防災監が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 県警戒本部又は県対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機発生に対する警戒

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

⑧ 参集方法等

- ・ 防災監の指示を受け、主管課及び災害対策課は、各部局総務担当課を通じて、構成員等を招集することとする。

時間外で緊急を要する場合、直接本人に連絡し、その旨総務担当課長にも連絡する。

- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センターとする。

(3) 県警戒本部の設置

被害の発生や事案の拡大に備えた全庁的な情報収集・共有、警戒体制を強化する必要がある場合や全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれが高まっている場合等で、連絡会議よりも対策・警戒レベルを上げる必要があるものの、対策本部を設置するまでに至らない状況等において、防災監の指示により、警戒本部を設置することができる。

① 名 称

兵庫県〇〇〇〇（事案の名称）警戒本部

② 設置者

防災監

③ 組 織

本部長：防災監

副本部長：危機管理部長、主管部長、危機管理部次長（2名）

構成員：主管部局次長、各部局次長兼危機管理員、広報広聴課長、
警察本部災害対策課長

事務局：災害対策課が担当し、主管課が補佐する。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

ア 次の場合で、連絡会議よりも対策・警戒レベルを上げる必要があるものの、対策本部を設置するまでに至らない状況等において、防災監が必要と認めるとき。

(ア) 被害の発生や事案の拡大に備えて全庁的に情報収集・共有や警戒体制を強化する必要があるとき。

(イ) 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれが高まっているとき。

イ その他防災監が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 県対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業務

危機発生に対する警戒

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

⑧ 参集方法等

- ・ 防災監の指示を受け、主管課及び災害対策課は、各部局総務担当課を通じ、構成員等を招集することとする。

時間外で緊急を要する場合、直接本人に連絡し、その旨総務担当課長にも連絡する。

- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センターとする。

(4) 県対策本部の設置

想定される被害又は社会的影響が極めて大きく、全庁的な対応が必要と判断される場合、知事の指示により、全庁的な対策本部を設置し、県を挙げての対応に当たる。

① 名称

兵庫県〇〇〇〇（事案の名称）対策本部

② 設置者

知事

③ 組 織

本 部 長：知事

副本部長：副知事、防災監

本 部 員：会計管理者、技監、関係部長等

事 務 局：22 ページに記載の体制を基本とする。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 応急対策が概ね終了したとき。

イ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機に対する応急対策及び被害の拡大防止 等

⑧ 参集方法

- ・ 知事の指示を受け、事務局は、原則として総務担当課を通じて本部員等を招集する。

時間外で緊急を要する場合、直接本人に連絡し、その旨総務担当課長にも連絡する。

- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センターとする。

(5) 各部対策本部等の設置

特定部局が中心となって危機の内容に対応できると判断される場合、当該部局において危機の規模や影響等を勘案のうえ、所要の体制をとることとする。

【部局初動・対応チーム】

突発的な事案等に即応するため、部局長は部局の担当者等による部局初動・対応チームを編成することがある。

【部連絡会議・対策会議】

① 名 称

〇〇〇〇部〇〇〇〇（事案の名称）連絡会議・対策会議

② 設置者

各部長

③ 組 織

会 長：所管部長

構 成 員：関係部局次長、危機管理員、関係課長 等

- ④ 設置場所
会長が定める。
- ⑤ 設置基準
 - ア 当該部局が中心となって対処する必要のある被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
 - イ その他主管部長が必要と認めるとき。
- ⑥ 廃止基準
 - ア 部警戒本部又は部対策本部が設置されたとき。
 - イ 応急対策が概ね終了したとき。
 - ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。
- ⑦ 業 務
危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

【部警戒本部】

- ① 名 称
〇〇〇〇部〇〇〇〇（事案の名称）警戒本部
- ② 設置者
各部長
- ③ 組 織
本 部 長：所管部長
構 成 員：関係部局次長、危機管理員、関係課長 等
- ④ 設置場所
本部長が定める。
- ⑤ 設置基準
 - ア 当該部局が中心となって対処する必要のある被害が発生し、又は発生するおそれが高まっている場合等で、連絡会議よりも対策・警戒レベルを上げる必要があるものの、対策本部を設置するまでに至らない状況等において、所管部長が必要と認めるとき。
 - イ その他所管部長が必要と認めるとき。
- ⑥ 廃止基準
 - ア 部対策本部が設置されたとき。
 - イ 応急対策が概ね終了したとき。
 - ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。
- ⑦ 業 務
危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

【部対策本部】

① 名 称

〇〇〇〇部〇〇〇〇（事案の名称）対策本部

② 設置者

各部長

③ 組 織

本部長：所管部長

副本部長：関係部局次長

本部員：関係課長 等

事務局：主管課または総務担当課

④ 設置場所

本部長が定める。

⑤ 設置基準

ア 当該部局が中心となって対処する必要のある被害が発生し、その程度が大きな場合又は拡大のおそれのあるとき。

イ その他所管部長が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 部警戒本部又は県対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

⑧ 参集方法等

- ・ 所管部長等の指示により、主管課又は総務担当課から、あらかじめ定めた連絡名簿により、本部員に連絡する。
- ・ 参集場所はあらかじめ定めておくこととする。

⑨ 知事等への報告

各部対策本部は、事案の内容や各部対策本部での協議事項等、必要な情報を適宜、知事、副知事、防災監に報告する。

<対策本部等設置の概要>

○県対策本部等

区分	県連絡会議	県警戒本部	県対策本部
設置基準	<p>ア 被害の発生や事案の拡大に備えて全庁的に情報収集や共有を行い、警戒体制をとる必要があるとき。</p> <p>イ 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>ウ その他防災監が必要と認めるとき。</p>	<p>ア 次の場合で、連絡会議よりも対策・警戒レベルを上げる必要があるものの、対策本部を設置するまでに至らない状況等において、防災監が必要と認めるとき。</p> <p>(ア) 被害の発生や事案の拡大に備えて全庁的に情報収集・共有や警戒体制を強化する必要があるとき。</p> <p>(イ) 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれが高まっているとき。</p> <p>イ その他防災監が必要と認めるとき。</p>	<p>全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。</p>
本部長等	防災監	防災監	知事
構成員	危機管理部長、主管部長、危機管理部次長(2名)、災害対策課長、関係課長等	危機管理部長、主管部長、危機管理部次長(2名)、主管部局次長、各部局次長兼危機管理員、広報広聴課長、警察本部災害対策課長	副知事、防災監、会計管理者、技監、各部長等
事務局	災害対策課	災害対策課	県対策本部事務局

○部対策本部等

区分	部連絡会議・対策会議	部警戒本部	部対策本部
設置基準	<p>ア 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき</p> <p>イ その他所管部長が必要と認めるとき。</p>	<p>ア 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれが高まっている場合等で、連絡会議よりも対策・警戒レベルを上げる必要があるものの、対策本部を設置するまでに至らない状況等において、所管部長が必要と認めるとき。</p> <p>イ その他所管部長が必要と認めるとき。</p>	<p>ア 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、その程度が大きな場合又は拡大のおそれがあるとき。</p> <p>イ その他所管部長が必要と認めるとき。</p>
本部長等	所管部長	所管部長	所管部長
構成員	関係部局次長、危機管理員、関係課長等	関係部局次長、危機管理員、関係課長等	関係部長、関係部局次長、関係課長等

(5) 対策地方本部等の設置

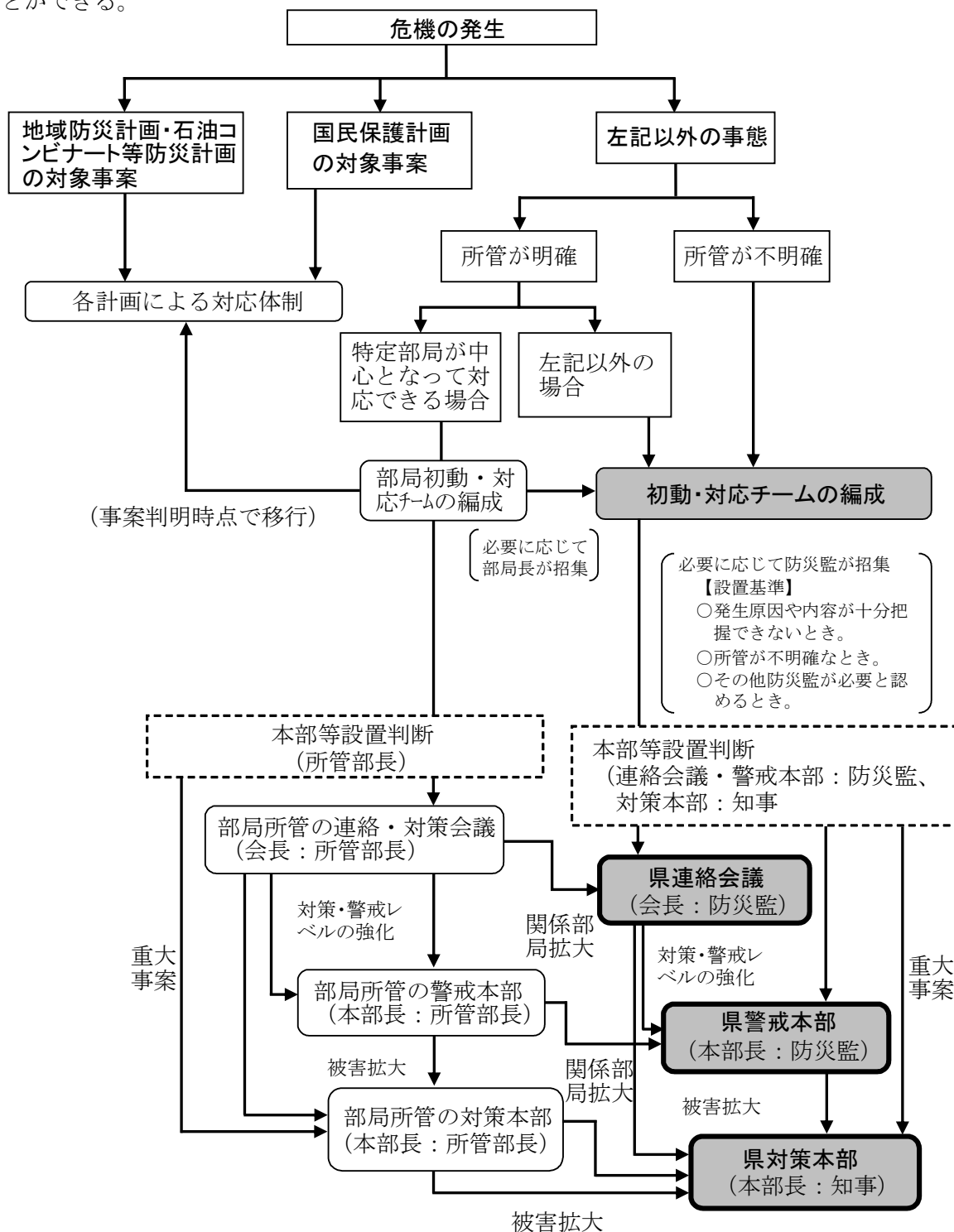
- ① 各地域において被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、県民局長・県民センター長の判断により、当該県民局・県民センターに連絡地方会議を設置する。
- ② 県警戒本部設置時において、管内で被害が発生し、又は発生するおそれが高まっているとき、防災監の指示又は県民局長・県民センター長の判断により当該県民局・県民センターに警戒地方本部を設置する。
- ③ 県対策本部設置時において、管内で被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、知事の指示又は県民局長・県民センター長の判断により当該県民局・県民センターに対策地方本部を設置する。
- ④ 原則として地方本部長（会長）は県民局長・県民センター長とし、構成員及び事務局は、危機の内容に応じて県民局長・県民センター長が定める。
- ⑤ 地方本部（連絡会議）は危機に対し、主に次の事項について協議する。
 - ア 地方本部（連絡会議）組織の役割分担
 - イ 被害状況の把握と拡大予想

- ウ 被害の拡大防止及び不安の解消策
- エ 管内市町への情報提供、支援及び連携
- オ 管内関係機関との連絡調整
- カ 県民等に対する広報・相談活動
- キ 原因究明のための現地調査及び検査
- ク 被害者に対する適切な保健医療の確保
- ケ その他必要な事項

- ⑥ 本庁の対策本部は、必要に応じて、各対策地方本部の関係者を招集して、対策地方本部連絡会議を開催し、本庁及び各地方対策本部の情報共有に努める。
- ⑦ 地方本部長（会長）は、危機が沈静化したと判断したときは、地方本部（連絡会議）を廃止する。また、県対策本部が廃止されたときは、地方本部を廃止する。

<危機発生時の体制（基本的な枠組み）>

危機発生時の基本的な枠組みは次のとおりとするが、危機の態様に応じて柔軟に対応する。
 なお、事態の程度によっては、この手順で示した段階を経ることなく、対策本部等に対応することができる。



※ 危機発生のおそれがある場合についても、この枠組みに準じて対応する。

※ 県民局・県民センターの体制

- ・ 各地域において被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、県民局長・県民センター長の判断により連絡地方会議を設置する。
- ・ 県警戒本部設置時において、管内で被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、防災監の指示又は県民局長・県民センター長の判断により警戒地方本部を設置する。
- ・ 県対策本部設置時において、管内で被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、知事の指示又は県民局長・県民センター長の判断により対策地方本部を設置する。

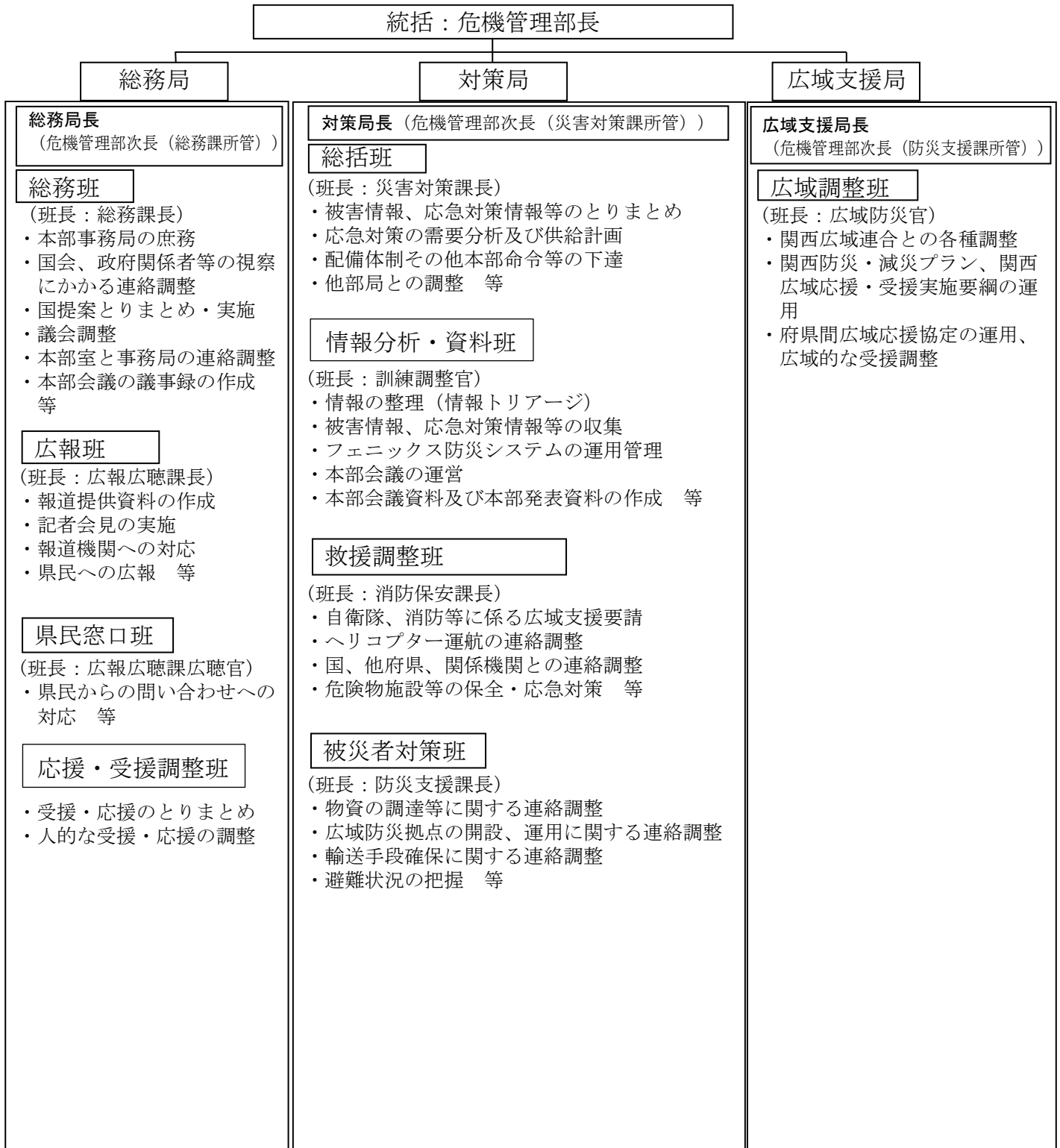
(6) 県対策本部の事務局体制

県対策本部の事務局体制については、原則として下記の分担に従い、防災監の指揮のもと、関係部局職員が一体となって共同で事務局を運営する。

関係部局職員による事務局体制については次のとおりとし、事案によって柔軟に対応することとする。

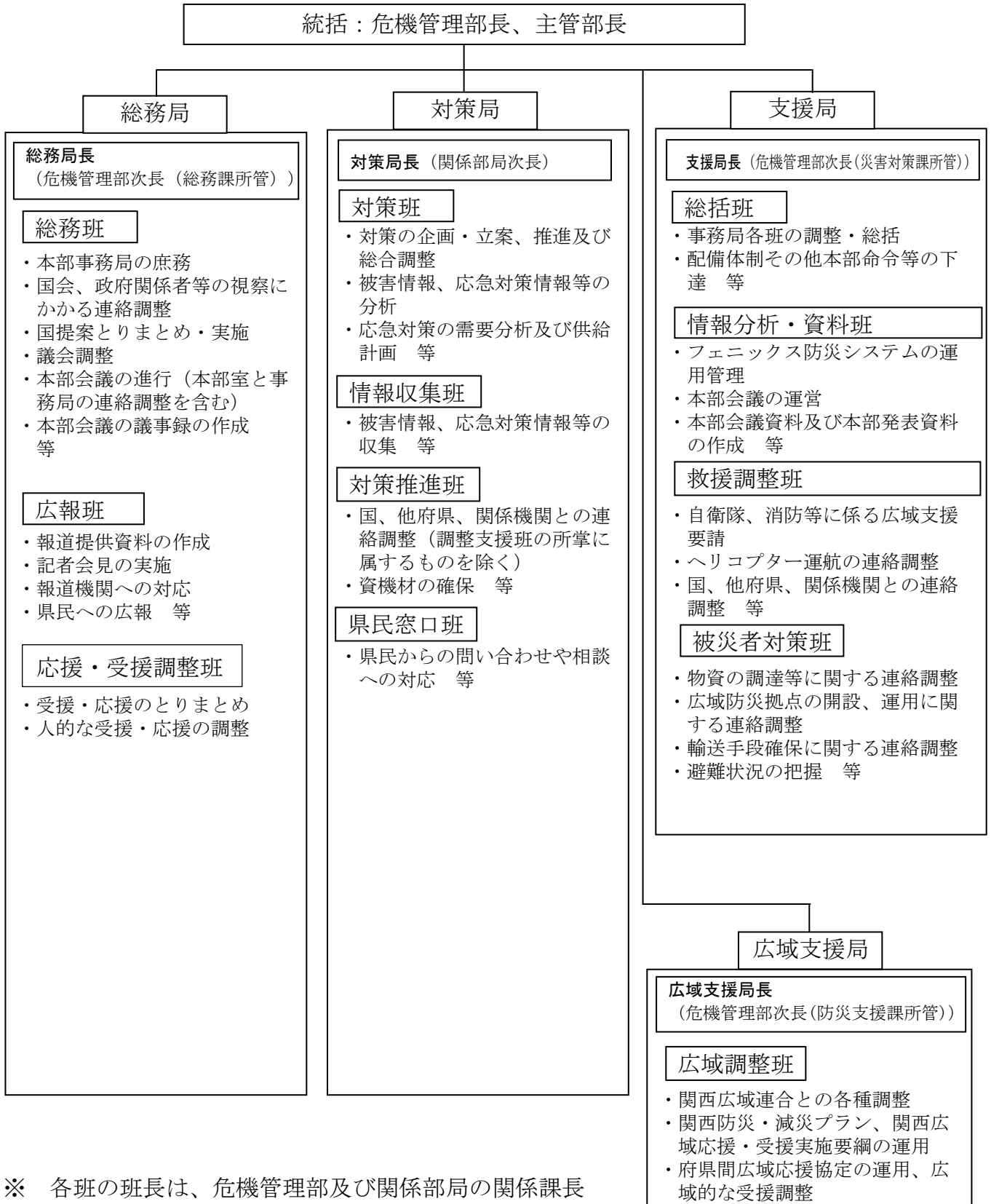
① 危機管理部が所管する事案

テロ、重大事件等、危機管理部が所管する事案については、災害対策本部事務局に準じた体制をとる。



② 危機管理部以外の部局が主管する分野の事案

高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等、危機管理部以外の部局が主管する分野の事案については、原則として、次の体制を基本に事務局を組織する。



(7) 動員の実施

- ① 各部局は、危機管理マニュアルにおいて、関係職員の動員基準、連絡方法等を定めておく。
- ② 危機の対応が長期にわたる場合には、必要に応じて、応援職員を動員することとし、事務局（総務班）においてローテーション表を作成するなど、職員の健康や通常業務の実施等に配慮した体制の確保に努める。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のために配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ④ 居住地の周辺あるいは通勤途上に当該危機に伴う人命救助活動等の現場に遭遇したときは、危険のない限りにおいてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。

ただし、対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、対策（地方）本部事務局要員、次長、課長、本部連絡員等については、この限りではない。

(8) 円滑な業務の推進

- ① 各班長は、定時の班長会議を開催するなど情報共有に努めるとともに、各班の進捗状況、懸案事項等情報共有に努め、対策本部等の意思決定の支援を行う。
- ② 事務局機能を効果的に発揮させるため、事務局（総務班）は執務スペースの配置についても配慮する。

（効果的なスペース利用の例）

- ・各班の業務内容を考慮した机等の配置
- ・効率的な動線を確認したコピー機、パソコン機器等の設置
- ・事務局職員が情報を共有するための資料及び図表の掲示、ホワイトボードの活用
- ・事務局職員以外の立入禁止区域の設定
- ・十分な休憩スペースの確保

(9) 要員、資機材等の調整

各部局は、応急活動に必要な要員、資機材等が不足し、当該部局で手当てが困難な場合には、事務局に支援を要請する。

事務局は、支援要請を受け、全庁的な調整を行うなど、要員、資機材等の迅速な確保に努める。

3 応急対策の実施

(1) 被害者への対応

被害及び救助活動の状況に応じ、関係機関との調整や応援要請等を行う。

(2) 被害の拡大防止

① 避難の支援

危機の内容に応じ、有効な避難の場所・方法等について、市町に対して情報提供等の支援を行う。

② 危険性の除去

所管部局は、危険が継続している場合には、侵入防止柵を設け、立入禁止にするなどの応急措置をとり、早急な原因の除去を図る。

③ 二次災害の防止

所管部局は、二次災害を防止するため、対策要員の安全性の確保に留意する。

④ 新たな被害発生の防止

所管部局は、被害が発生したケースと同種の機器、施設等についての安全確認を行い、危険性がある場合には、速やかに使用禁止等、必要な措置を講じる。

⑤ 対処方法の周知

所管部局は、発生した危機事案の被害が拡大するおそれがあり、被害防止の対処方法が明確な場合は、住民や関係機関に対し速やかにその対処方法を周知する。

(3) 風評被害の防止

所管部局は、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するため、危険性に関する正確で迅速な広報を心がけ、住民の不安の緩和を図るほか、風評被害が発生した場合には、広報、キャンペーン等による積極的な情報提供により、その早期解消を図る。

(4) 関係機関との情報共有

① 現地での情報共有

各部局又は県民局・県民センターは、現地の情報を収集するため、関係機関との情報共有に努めるとともに、必要に応じて、主管課又は県民局・県民センターの職員を現地へ派遣する。

② 確認すべき連携事項

各部局は、連携が必要な事項、共有すべき情報とその管理のあり方、指揮命令系統の明確化など、具体的に必要な事項をマニュアルに記載する。

(5) 健康相談等の実施

県民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安、体調の変化等の問題を早期に発見するため、保健医療部は市町等と協力して、医師、保健師等による巡回健康相談を実施する。

外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病、アルコール依存症等に対応するため、福祉部は、こころのケア相談を実施する。

(6) その他の措置

危機の内容に応じ、関係機関等と連携し、緊急輸送、医療救護、飲料水・飲食物の摂取制限等の措置を実施する。

4 広報・相談の実施

(1) 広報体制の構築

広報広聴課は、危機の規模や特性に応じて次のとおり広報体制を構築することとする。

なお、危機の程度や被害状況によっては、より上位の体制を編成して対応する。

① 単一部内で対応が完結するもの

危機への対応が部局内複数課にまたがるため、広報広聴課、当該部局総務担当課、担当課の広報担当による危機対策広報チームを構成し、部内の取材対応を集約する。

② 複数部局にまたがる庁内横断的なもの

対策本部に広報班（班長：広報広聴課長）を設置し、報道機関や県民など、外部への情報発信は事務局（広報班）が一元的に行う。

(2) 報道機関への情報提供

① 広報責任者の設置

危機に際しては、所管する部局長を広報責任者とする。

全庁的な対応を要する事案については、防災監を広報責任者とする。

② 取材対応の一元化

広報責任者は、危機発生時には、報道機関などの外部と接触する担当者を決め、広報窓口を集約する。

対策本部の設置と同時に、報道機関等外部への対応窓口を一元化するため、広報班内に取材対応グループを置く。

また、専用電話を配備し、そのことを報道機関へ周知する。

③ タイムリーな情報提供の実施

広報責任者又はその指名する者は、対策会議終了直後などに定期的に記者発表を行う。

(3) 県広報媒体による情報発信

広報責任者は、記者発表以外に、インターネットなど各種広報媒体を活用して、県民への直接的な情報提供を図る。

(4) 相談窓口の設置

広報責任者は、県民等からの相談に対する質疑応答マニュアルを作成し、県の既存の相談窓口に着備するほか、必要に応じて当該事案の専用窓口（ホットライン）を開設し、相談体制の一元化を図る。

(5) 広報マニュアルの作成

広報広聴課は、この指針に定めるもののほか、別途広報マニュアルを整備する。

5 県地域防災計画の準用

避難、救急救助・医療、輸送、ボランティアの受け入れ等この指針に定めのない応急対策については、県地域防災計画の規定を準用するほか、必要に応じ、事案ごとに所管部局でマニュアルを作成する。

1 復旧・復興の推進

(1) 生活再建と産業活動の再建

所管部局は、県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な生活再建、産業活動の再建、施設復旧等を図る。

(2) 安全性の確認と県民への周知

- ① 所管部局は、応急対策が概ね完了したとき、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
- ② 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供を行うとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して、県民への周知を図る。
- ③ 必要に応じて、知事等による安全宣言を行うほか、安全性をPRするための行事を開催するなど、風評被害の防止に努める。

(3) 国への提案

復旧・復興に際し、必要に応じて、国に対して予算措置や制度改善等の提案を行う。

1 再発防止策の検討・実施

所管部局は、危機の発生原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じ、県民向けに予防策や再発時の対応策等を広報する。

2 対応評価とマニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

所管部局は、当該危機への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、危機管理部、関係部局及び関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方を見直しを促進するとともに、一連の結果を防災監に報告する。

(2) マニュアルの見直し

各部局は、本指針や関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、所管するマニュアルの見直しを行う。

マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに防災監、危機管理部、関係部局及び関係機関に通知する。

(3) マニュアルの逐次更新

各部局は、人事異動等による担当職員の変更があった場合は、速やかに緊急連絡体制を更新するなど、常に最新のマニュアルを整備するよう努める。